

はじめに

この武蔵野市福祉三計画は、平成 14 年 3 月に策定しました武蔵野市地域福祉計画を上位計画として、学識経験者・福祉関係者・医療関係者・障害者団体代表者・公募市民の 17 名で構成された三計画総合策定委員会の答申を受け、策定いたしました。

策定委員会においては、平成 14 年 1 月から 18 回にわたって熱心にご討議いただき、市民懇談会 6 回・市民意見交換会 5 回を経て、平成 15 年 3 月 11 日に答申をいただきました。

わが国の社会福祉は、平成 8 年の「社会保障基礎構造改革」を契機に、平成 12 年の介護保険法施行・社会福祉法の制定により大きく変化を遂げまいりました。また、平成 15 年 4 月からは、障害者福祉に支援費支給制度が導入されます。

これらの時代の変化は、従来の対象者別のサービス提供では対応しきれないことが予想されます。そこで、この計画を策定するにあたり高齢者福祉・障害者福祉・介護保険を総合的な観点から検討を重ね、時代の要請に対応した計画づくりをいたしました。

この計画のめざすものは、「いつまでも安心して暮らすことのできる武蔵野市」です。高齢者保健福祉計画では、介護予防施策の展開やひとり暮らしの高齢者の方への見守りネットワークシステムの構築をめざしています。また、在宅では生活が困難な方のために、特別養護老人ホームの整備も計画しています。介護保険事業計画では、基本的には第 1 期事業計画を継承することとし、引き続き「居宅サービス利用促進助成事業」を実施し、在宅重視の施策を継続しながらも、市民からの要望の高い施設整備もすすめる計画としました。障害者計画では、住み慣れた地域で暮らすために生活支援システムの構築をめざしています。

今後は、この計画をもとに市民の皆様と一体となって「安全で安心して生活できるまちづくり」を推進してまいります。

結びに、この計画策定に際しご尽力いただいた策定委員の皆様、ならびに関係各位のご協力に心より感謝申し上げます。

平成 15 年 3 月

武蔵野市長 土屋 正 忠